

インボイス制度開始
電子帳簿 始動
どうする実務

プロフィール

横山 隆志

- ・ 1982年 立命館大学法学部卒業
- ・ 2017年 東亜大学（法学専攻）大学院卒業

- ・ 金融機関でクレジットカードなどを担当
- ・ 会計ソフトベンチャー企業で大阪事業所責任者
- ・ 独立後会計ソフト運用支援、商工会議所セミナー等

- ・ IT総合会計事務所 所長

- ・ 著書
さくらと学ぼう弥生会計・弥生販売・弥生給与
ビジネス会計検定試験3級（重要ポイント&模擬問題）



1. 中小企業向け会計ソフト市場の概要

(1) スタンドアロンタイプ

弥生会計 (Pro・Standard)

勘定奉行10,11、勘定奉行クラウド

PCA会計

会計王

PC1台
弥生
データ

(2) クライアントサーバータイプ (SQLServer)

勘定奉行

PCA会計

弥生会計

Server
データ

Clientは3~20台

Client
弥生

Client
弥生

(3) クラウドタイプ (システムはローカル)

勘定奉行

PCA会計

弥生会計 (弥生ドライブ)

データセンター
データ

Clientは1台でも可

Client
弥生

Client
弥生

(4) クラウドタイプ (すべてクラウド)

Free

マネーフォワード

弥生会計オンライン

データセンター
弥生・データ

Client

弥生会計 オンラインの画面

メインメニュー ◀ 仕訳の入力

取引日 2023/05/01 決算整理仕訳

	借方勘定科目	補助科目	借方金額	貸方勘定科目	補助科目	貸方金額
削除	旅費交通費		1,000	現金		1,000
削除			0			0
追加	借方合計金額		1,000	貸方合計金額		1,000

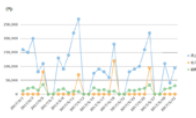
摘要 ↓ 取引先 ↓

同じ仕訳を続けて登録

レポート・帳簿

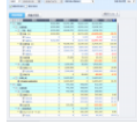
取引・残高レポート

日別取引レポート



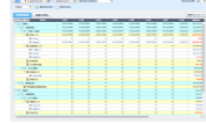
取引の発生状況の推移を日別に確認できます。

残高試算表



科目ごとの残高の集計結果を確認できます。

残高推移表



科目ごとの残高の推移を確認できます。

損益レポート

損益レポート



損益の推移を月別に確認できます。

科目別損益レポート



売上、仕入、経費の科目別の内訳と推移を確認できます。

取引先別損益レポート



売先、仕入先、経費支払先の内訳と推移を確認できます。

貸借レポート

貸借レポート

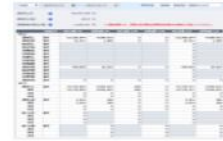


資産・負債の一定時点の財政状態を

弥生会計 オンラインの帳票

消費税の確認

消費税納付見込み額の確認



消費税の課税事業者になった場合の、消費税の納付額を見積もることができます。

帳簿

現金出納帳



預金出納帳



売掛帳



買掛帳



固定資産台帳



仕訳帳



総勘定元帳



弥生デスクトップ版のクラウド利用

かんたん ホスティング
for 弥生会計
弥生販売

特長 利用イメージ 料金 よくあるご質問 トライアル お申込み お問い合わせ

弥生²³シリーズ

弥生プロフェッショナル から
弥生ネットワーク にアップグレードしたいお客様へ

弥生会計・弥生販売を クラウドで

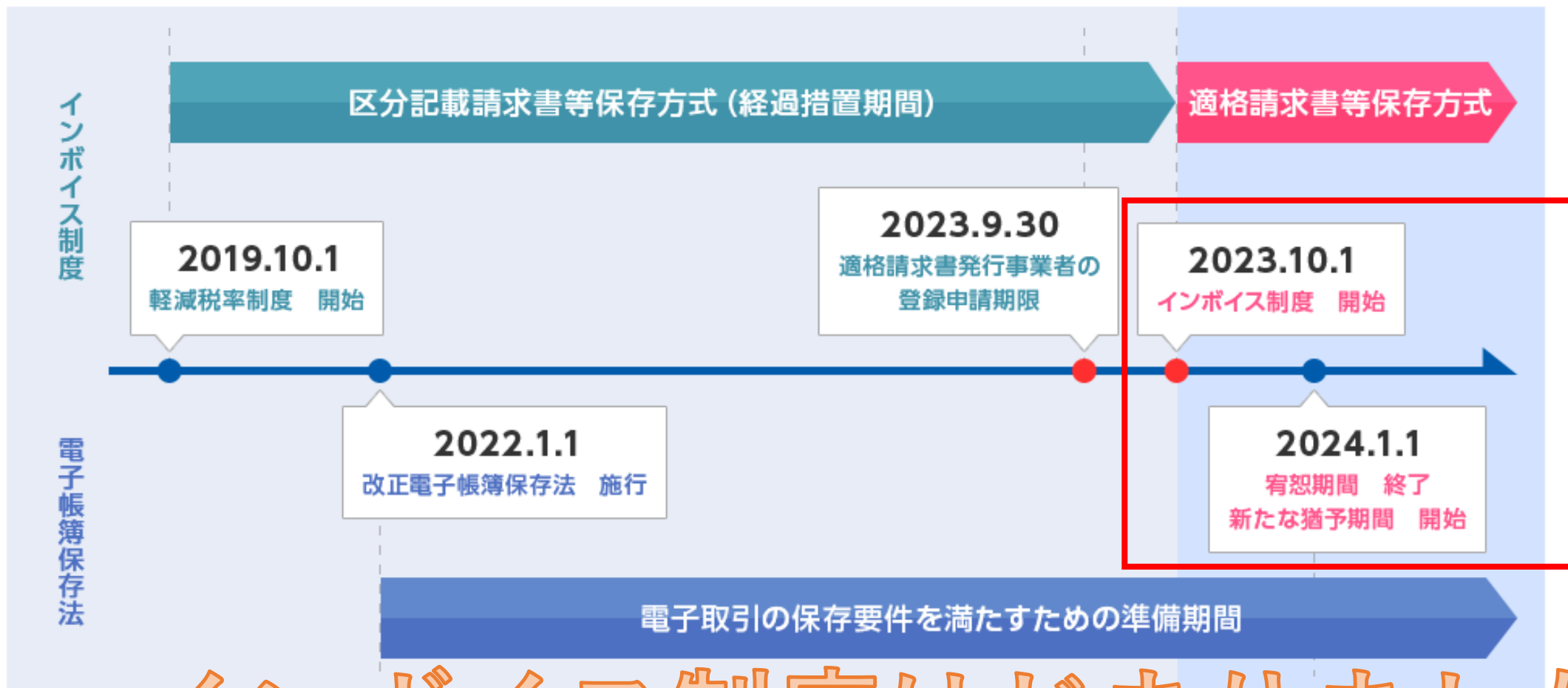
サーバー不要！管理者不要！拠点自由！



弥生  弥生株式会社
公認パートナー

かんたんホスティング

法令改正スケジュール



インボイス制度はじまりました

消費税の基本的な仕組み

もらった税金 - 払った税金 = 納める税金

仮受消費税 - 仮払消費税 = 未払消費税

2,000 - ~~1,000~~ = 1,000

3,000 = -1,000

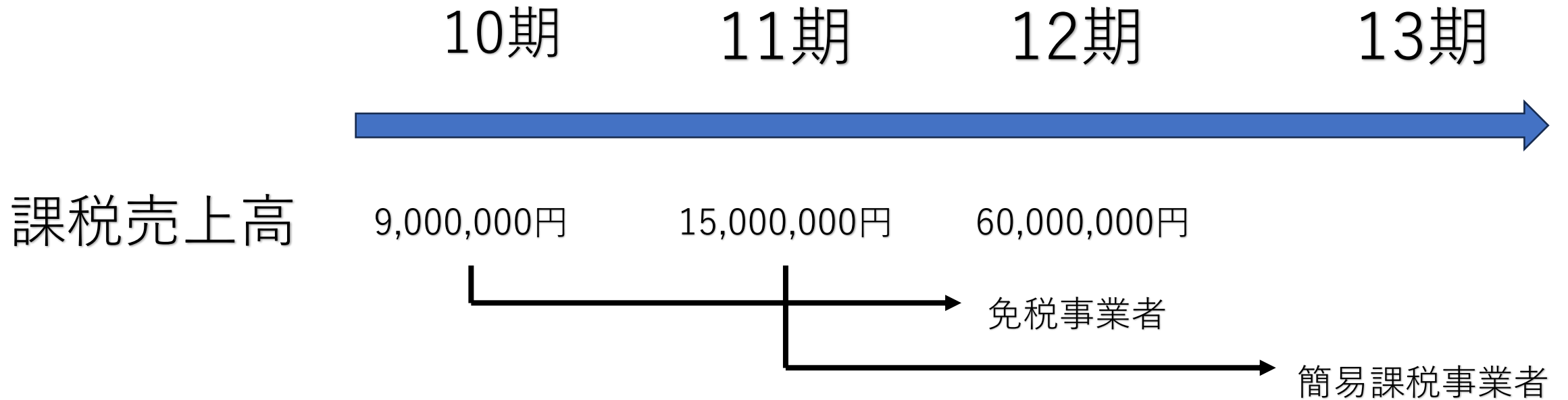
還付を受けることが出来る

消費税の免税事業者とは

2年前（基準期間）の売上により消費税申告の仕方がかわる

基準期間の課税売上1,000万円以下：免税事業者を選択できる

基準期間の課税売上5,000万円以下：簡易課税制度を選択できる



消費税法30条 7項の変遷

平成元年施行

事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿**又は**請求書等を**保存しない場合には**、当該保存がない課税仕入れに係る課税仕入れ等の税額については、**適用しない。**

平成9年施行

事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿**及び**請求書等を**保存しない場合には**、当該保存がない課税仕入れに係る課税仕入れ等の税額については、**適用しない。**

インボイスがなくても控除できた

令和5年施行

事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿**及び**請求書等を**保存しない場合には**、当該保存がない課税仕入れに係る課税仕入れ等の税額については、**適用しない。**

9 第七項に規定する請求書等とは、**適格請求書又は適格簡易請求書**

インボイスがないと控除できなくなった

(注) 各条文は編集している

消費税の基本的な仕組み

もらった税金 - 払った税金 = 納める税金

仮受消費税 - 仮払消費税 = 未払消費税

$$2,000 - \cancel{1,000} = \frac{\cancel{1,000}}{2,000}$$

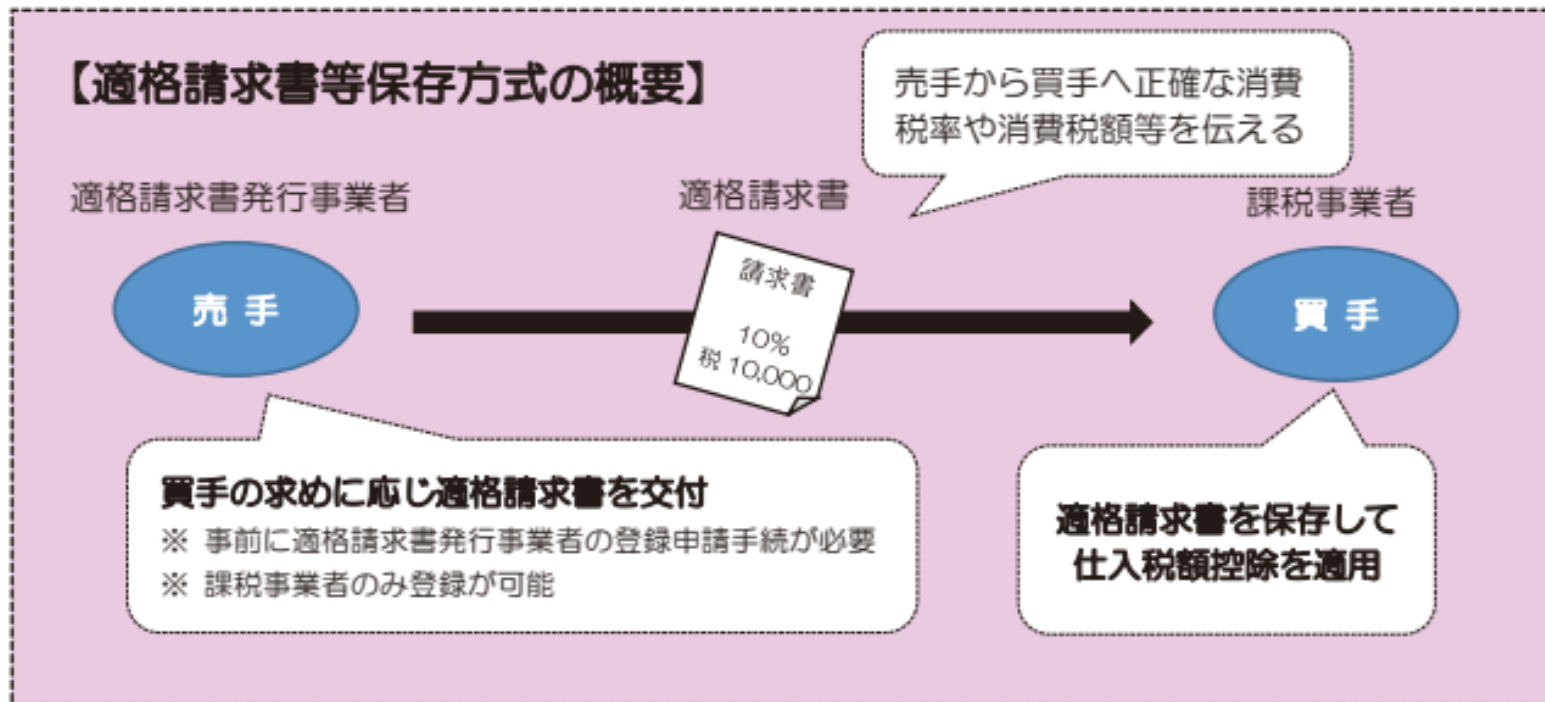
R5.10.1日より免税事業者からの購入は引けなくなっています

免税事業者でも登録すれば（課税事業者になれば）購入者側で100%控除できる

ある意味「登録」は買い手の金額面の負担を減らす仕組み

インボイス制度

インボイスの保存が仕入税額控除の要件



(出典：国税庁「適格請求書等保存方式
(インボイス制度)の手引き」)

- ①従来は税務署との関係だけで良かった
- ②これからは取引先との関係も重要になった
(相手の事務処理を考える)
- ③登録事業者以外からの請求書では仕入税額控除ができない **大変だ！**

国は色々な特例を用意しました

まずは結論から：さまざまな特例ありますが

公共交通機関特例

出張旅費特例

経過措置

少額特例

自社にあったルールをつくらう

自動販売機特例

少額な返還インボイスの交付義務免除

全部使おうと考えて事務処理煩雑になるのは本末転倒

インボイスの記載要件

適格請求書

インボイス

適格簡易請求書

簡易インボイス

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*又は適用税率

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

△△商事(株) ← ⑥
11月分 131,200円
××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

④ → * 軽減税率対象

スーパー○○
東京都...
登録番号 T 123456...

XX年11月30日

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
内 消費税額		¥24
内 消費税額		50
お預り		¥1,000
お釣		¥126

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

不特定多数の者に対して販売などを行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます



買い手は、スーパーやコンビニで購入した場合は適格簡易請求書の保存でOK

記載不足の場合に、受領者側での追記・修正はNG
修正インボイスの交付を売手に要求
売手は修正インボイスの交付は義務

インボイスは複数の書類に
またがって記載要件
満たしてもOK!

小売・飲食・写真・旅行・タクシー業は不特定多数という限定はない

駐車場・これらに準ずる事業は不特定多数という限定あり

発行側は顧客に余計な負担を与えないようにしよう

インボイスの記載要件複数の書類でもOK

Point 複数の書類による対応

- 適格請求書とは、一定の事項が記載された請求書、納品書等これらに類するものをいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。
- 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】

請求書

納品書番号	金額
No0011	11,960円
No0012	7,640円
No0013	9,800円
合計	109,200円 (消費税 9,200円)
10%対象	66,000円 (消費税 6,000円)
8%対象	43,200円 (消費税 3,200円)

納品書

品名	金額
牛肉 ※	5,400円
じゃがいも ※	2,160円
割り箸	1,100円
ビール	3,300円
合計	11,960円

※印は軽減税率対象商品

記載事項

- | | |
|---------------------------|---------------------------------------|
| ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 | ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み) 及び適用税率 |
| ② 取引年月日 | ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 |
| ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨) | ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 |

納品書は現場に到着
請求書は本社に到着

納品書は本社にも送る？

電子化にすると便利
CCで複数に送れる

このような検討も必要でしょう

この場合、端数処理は請求書で実施
しています (納品書単位でも可)

端数処理は一のインボイスにつき税率毎に1回

経理担当者の仕事が変わる



- ①課税 or 課税でない
- ②10% or 8%
- ③インボイス or インボイスなし
- ④インボイス要件チェック



残業続きでへトへト
どうする？

AI-OCRで楽しよう



各メーカーの仕様で決まった用紙を読取

読み取ったものをAIで文字解析
色々な帳票を人間の判断のように推論

インボイスをスキャンし
記載要件や登録番号をチェック

AI-OCRによる記載事項の読取り



■ 証憑のアップロード時、AI-OCRにより文字情報を自動読み取り

弥生 **スマート証憑管理**

メニュー

- 登録証憑
- 発行証憑
- アップロード
- 取引先管理
- 設定

サンプル_弥生商事toやよい商店_A_20231108

OCR済 合格 未仕訳

✓ 「適格請求書」に必要な項目がすべて入力され、適格請求書と判定されました。

登録日: 2023/11/08 登録ユーザー: テストユーザー 登録名: 手動アップロード

証憑 履歴 関連ファイル

※ 「適格請求書」にて「電子帳簿対応」を選択した場合は、「PDF形式での入力が必要となります。

証憑種別 * 請求書

登録方法 * 電子帳簿

登録番号 01234-001

発行日 * 2023/11/08

取引日 * 2023/10/01 ~ 2023/10/08

取引先名 * 弥生商事

登録番号 * T901000123245

請求書区分 適格 区分記載

経理方式 税込 税抜

消費税税率 * 10% 軽減税率 その他

軽減税率の税率 あり なし

請求書の税率 あり なし

請求書金額 20,000

消費税額 1,800

合計 (税込) 21,800

10% *

消費税の合計額 (税込) 11,900

合計消費税額 1,900

合計消費税額 (税込) 20,000

合計消費税額 800

メモ

OCR処理を実行しました。入力内容を確認・保存してください。

あとで確認する 確認して保存

OCR処理を実行しました。入力内容を確認・保存してください。

あとで確認する 確認して保存

AI-OCR読み取り項目

- 発行日
- 取引日
- 取引先名
- 登録番号
- 消費税率
- 税率ごとの対価の額
- 税率ごとの消費税額
- 源泉徴収税額

記載要件・登録番号が正しいかどうかのチェックも可能

さまざまな特例

公共交通機関特例

出張旅費特例

経過措置



少額特例

自動販売機特例

少額な返還インボイスの交付義務免除

少額特例（令和5年10月1日から令和11年9月30日）

2期前の課税売上高が1億円以下（前年の最初の半年5,000万以下でも可）の事業者の特例

税込1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存は不要

購入先が免税事業者でもOK

ということは

主要顧客が少額特例適用事業者なら、免税事業者であってもインボイス登録しないという選択肢もあるわけです

でも6年後には、この特例なくなることを考慮しておかないとまずいですよ！
取引先が適用対象でなくなるケースもありますよ

インボイスが不要の取引

すべての企業が対象

帳簿に一定の事項の記載が必要

① 公共交通機関特例の対象として適格請求書の交付義務が免除される **3万円未満の公共交通機関による旅客の運送**

② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引（①に該当するものを除きます。）

③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物（棚卸資産に該当するものに限り、ます。）の購入

④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物（棚卸資産に該当するものに限り、ます。）の取得

⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物（棚卸資産に該当するものに限り、ます。）の購入

⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品（購入者の棚卸資産に該当するものに限り、ます。）の購入

⑦ 適格請求書の交付義務が免除される **3万円未満の自動販売機及び自動サービス機**からの商品の購入等

⑧ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

①⑦⑧ : 売手のインボ 仮免除 ∴ 買手保存不要

③~⑥⑨ : 消費者や社員からの仕入 と考える

⑨補足 : 受け取った従業員は所得税非課税、支払った会社はインボ 仮なしで課税仕入OK

今まであった30,000円未満の帳簿のみでOKの特例はなくなりました

インボイスがいるの？

飛行機・タクシーは必要

コインパーキングは必要

インターネットバンキングは必要

コインランドリーは不要

ATMは不要

出張旅費特例を利用するには
出張旅費規程の整備が必要
労基署の判断と国税の判断は別物

一定の事項とは？

帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる場合、帳簿に特例の課税仕入れのいずれかに該当する旨および当該課税仕入れの相手方の住所または所在地（一定の者を除く）を記載することが必要となります。すなわち、帳簿の記載事項について、通常必要な記載事項に加え、次のような記載が必要となる点に留意する必要があります。

「公共交通機関特例」「自動販売機特例」「出張旅費特例」

「大阪市福島区 自動販売機」「〇〇銀行大阪支店 ATM」

除かれる一定の者

適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関（船舶、バスまたは鉄道）による旅客の運送について、その運送を行った者

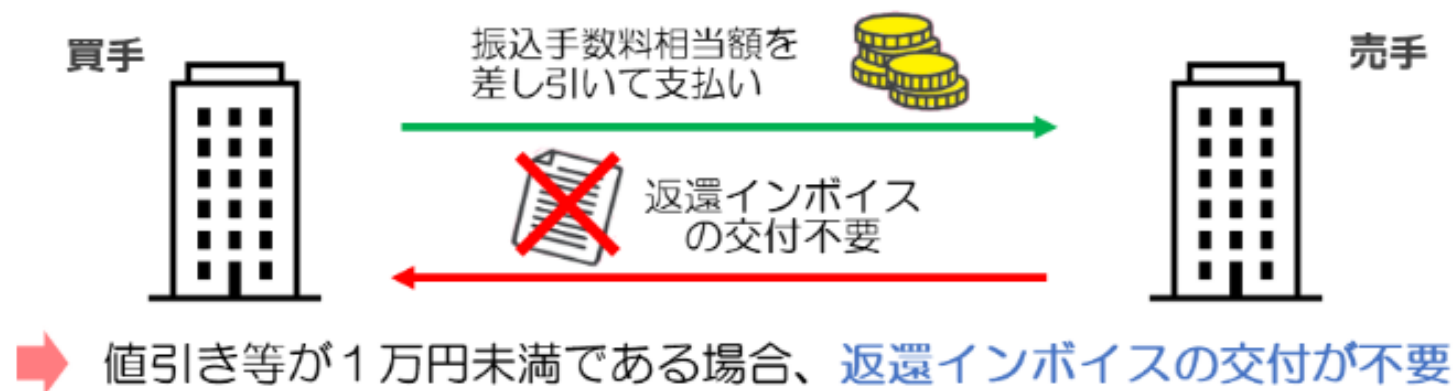
適格請求書の交付義務が免除される郵便役務の提供について、その郵便役務の提供を行った者

課税仕入れに該当する出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当および通勤手当）を支払った場合の当該出張旅費等を受領した使用人等

少額な返還インボイスの交付義務免除

1 インボイス発行事業者が国内で行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満である場合には、返還インボイスの交付義務が免除されます（新消法57の4③、新消令70の9③二）。

例えば、売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合には、通常、当該振込手数料相当額は1万円未満となりますので、当該売上値引きに係る返還インボイスの交付義務が免除されます。



売手負担の振込手数料の仕訳入力に注意

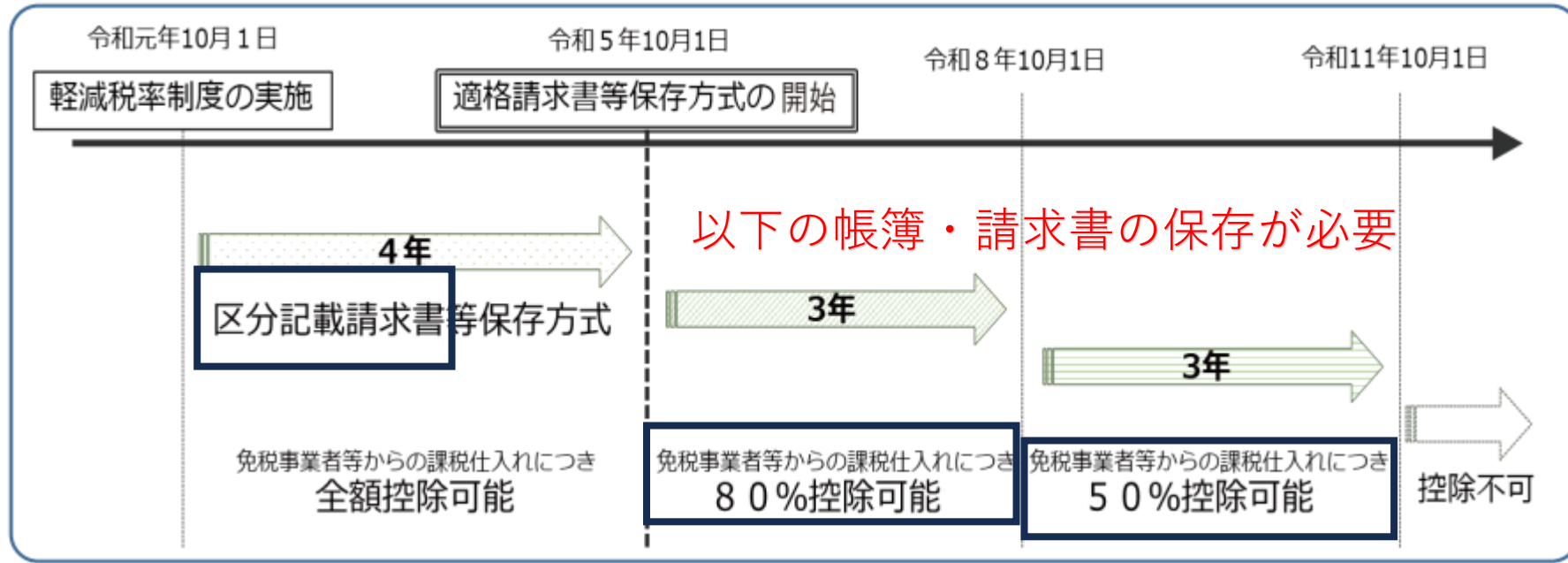
弥生会計での対応

振替伝票(新規作成)					
日付(D):	11/30	伝票No.(N):	1797	決算仕訳(V):	
	借方勘定科目	借方金額	貸方勘定科目	貸方金額	
	借方補助科目	消費税額	貸方補助科目	消費税額	借方税区分
	借方部門		貸方部門		
	普通預金	99,560	売掛金	100,000	10月分入金
	港銀行 城西支店		愛知マート		
	売上値引高	440			
		(40)			課税売返10%

	借方勘定科目	借方金額	貸方勘定科目	貸方金額	
	借方補助科目	消費税額	貸方補助科目	消費税額	借方税区分
	借方部門		貸方部門		
	普通預金	99,560	売掛金	100,000	10月分入金
	港銀行 城西支店		愛知マート		
	支払手数料	440			
		(40)			課税売返10%

ここが課税仕入区分の場合はインボイスが必要です

経過措置とは？（免税事業者からの仕入でも控除できる）



1 帳簿

区分記載請求書等保存方式の記載事項に加え、例えば、「80%控除対象」など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が必要となります。具体的には、次の事項となります。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）及び経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

2 請求書等

区分記載請求書等と同様の記載事項が必要となります（区分記載請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を含みます。）。具体的には、次の事項となります。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

③④に関しては受領者にて追記可能

例えば、消耗品1,100円を購入

インボイス登録事業者から購入

借方	金額	貸方	金額
消耗品費	1,100	現金	1,100
	(100)		

免税事業者から購入

借方	金額	貸方	金額
消耗品費	1,100	現金	1,100

R5.10.1~8.9.30

借方	金額	貸方	金額
消耗品費	1,100	現金	1,100
	(80)		

R8.10.1~11.9.30

借方	金額	貸方	金額
消耗品費	1,100	現金	1,100
	(50)		

弥生会計での対応

■ 仕入税額控除割合適用前の金額を表示(1)



伝票辞書

振替伝票(新規作成)

日付(D): 10/01 伝票No.(N): 1797 決算仕訳(V):

借方勘定科目	借方金額	貸方勘定科目	貸方金額	摘要		請求書区分
				借方税区分	貸方税区分	
借方補助科目	消費税額	貸方補助科目	消費税額			仕入税額控除
借方部門		貸方部門				
消耗品費	1,100	現金	1,100	横山商店 文具購入		区分記載
	(80)			課対仕入10% 内税		80%経過措置

【弥生会計】消費税額の表現

2023年3月頃から
順次対応予定



■ 控除後の消費税額が画面上に表示される仕様を採用

- ◆ ただし、チェックボックスにチェックを入れると、控除前の消費税額を表示することができ、インボイス制度による消費税額への影響も簡単に確認可能

仕訳日記帳の対応イメージ

仕入税額控除割合適用前の金額を表示(3)

借方勘定科目	借方金額	借方補助科目	消費税額
仕入高	200,000		(14,545)

仕入税額控除割合適用前の金額を表示(3)

借方勘定科目	借方金額	借方補助科目	消費税額
仕入高	200,000		(18,181)

14,545 ↔ 18,181 × 0.8

請求書

品名・品名	数量	単価	金額
商品	1	181,818	181,818
小計			181,818
消費税(10%)			18,181
合計			200,000

2割特例とは（売手の特例）？

1. 「2割特例（インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）」の概要

対象者限定

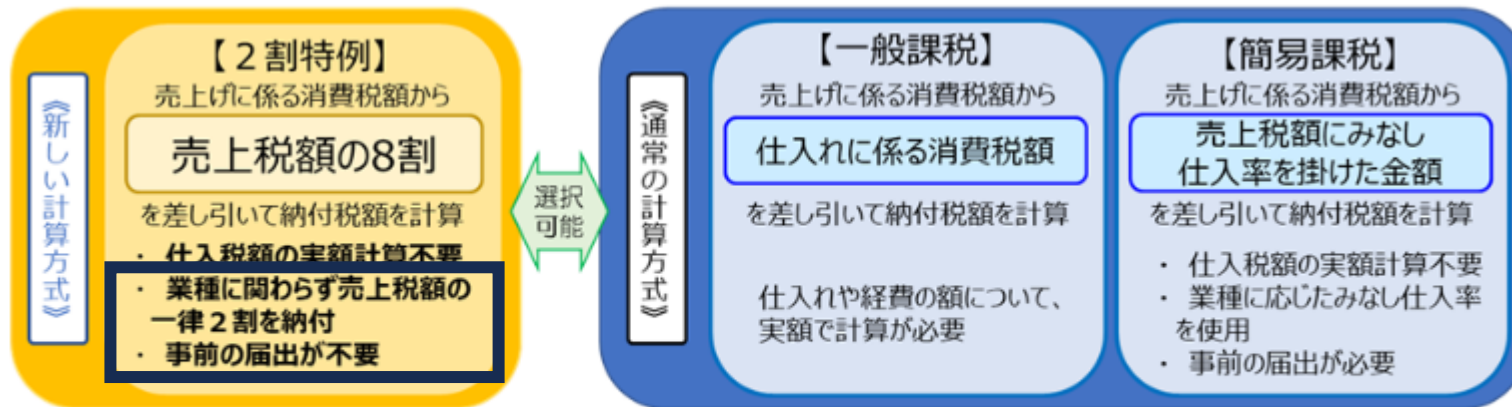
- (1) インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができます（いわゆる2割特例）（28改正法附則51の2①②）。

【計算イメージ】

令和5年10月1日～8年9月30日の属する課税期間が対象

期間限定

最大4回の申告



- (2) 2割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方が対象です。

事前の届け出不要

2割特例シミュレーション



2割特例により計算した場合の納税額(概算)

※ 詳細な計算方法は4頁以降の設例をご参照ください。

あなたの
売上げ・収入
1,000
(万円)

$$1,000 \times \frac{90.9}{10/110} \times \text{2割} = 18.2 \text{ (万円)}$$

※ 飲食料品の売上げや収入がある場合：8/108

売上げの
約1.8%相当
※ 飲食料品の場合
約1.5%相当

- 請求書や支払を受ける際に受け取った明細に税率や税額の記載があるものを集計(給与収入は除きます)
- 事業用の不用品(パソコンなど)の売却収入なども含まれます
- 飲食料品の売上げや収入がある場合は、税率ごとに区分する必要があります

10%の負担ではなく2%弱の負担です

ということは

顧客が2割特例受けられる（または簡易課税事業者選択でき）る場合は、免税事業者であってもインボイスの交付を求められないことが考えられる

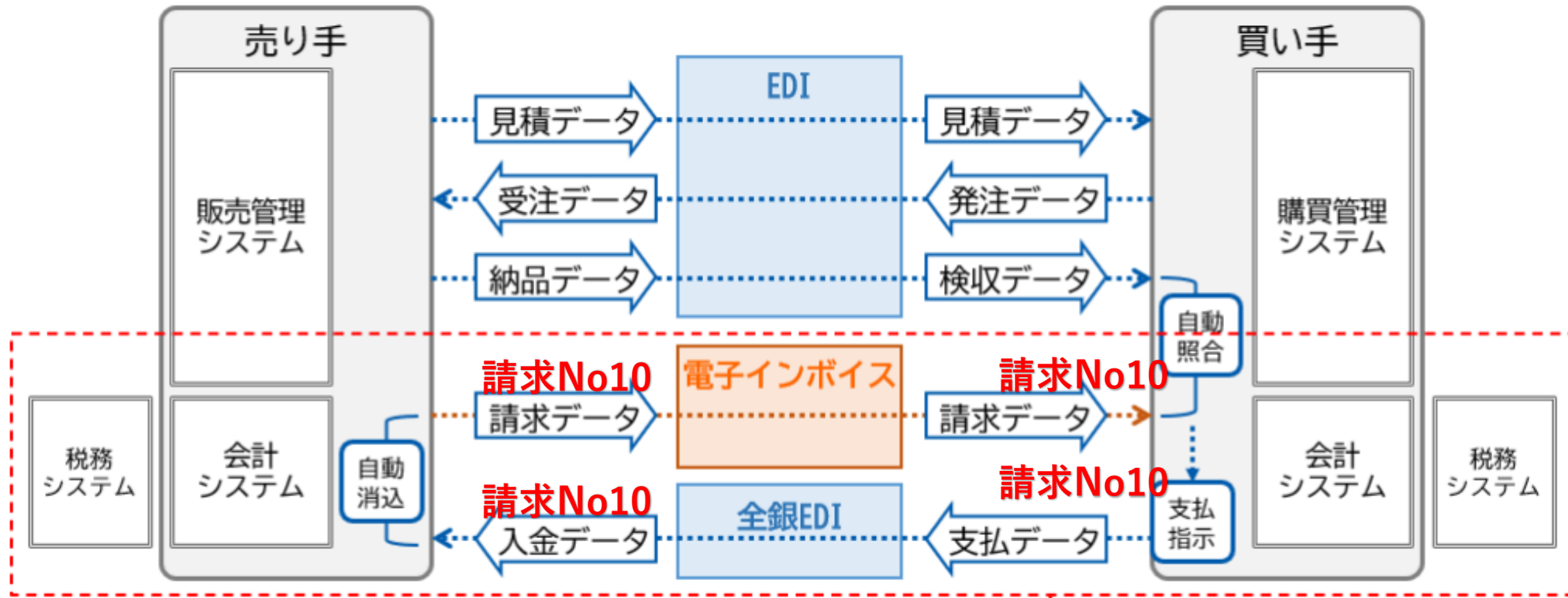
でも3年後には、この特例なくなることを考慮しておかないとまずいですよ！

2割特例は、インボイス発行事業者の登録がなかったとしたならば、消費税を納める義務が免除されることとなる課税期間を対象としていますので、例えば、基準期間における課税売上高が1千万円を超えるような課税期間については適用することはできません

国税庁軽減税率・インボイス制度対応室の末安直貴主査のインタビュー抜粋

「**一般論**として申し上げます、税務調査については、従来から、様々な資料情報を分析し、**大口・悪質な不正計算が想定されるなど調査必要度の高い納税者を対象に重点的に実施する方針**としており、これまでも**請求書等の保存書類について軽微な記載事項の不足**を確認することを目的とした税務調査は**実施しておりません**。また、仮に調査等の過程の中で、買手が保存しているインボイスについて、記載事項の不足等を把握した場合であっても、インボイスに必要な記載事項を相互の関連が明確な複数の書類により確認できれば適正なインボイスとなりますので、**インボイスだけでなく他の書類等を確認するといった対応をすることや、「修正インボイス」により事業者間でその不足等を改めていただくといった対応も考えられます**。まずは制度の定着を図ることが重要ですので、こうした制度を丁寧に説明しながら柔軟に対応していきたいと考えています。」

『電子インボイス』を利用して適格請求書を電子で発行！



ZEDI契約前提：請求No10で自動消込

2023年10月までに実現を目指す領域

参照：電子インボイス推進協議会HP

電子インボイスは、国内統一規格なので、取引先とシステムが違っていても電子データの授受が可能になります。さらに買い手は、請求情報を自動で取り込めるようになり、支払いや会計処理もスムーズに実現できます。

2～3年後は自動入力主流に

電子インボイスとPEPPOLとZEDIの連携

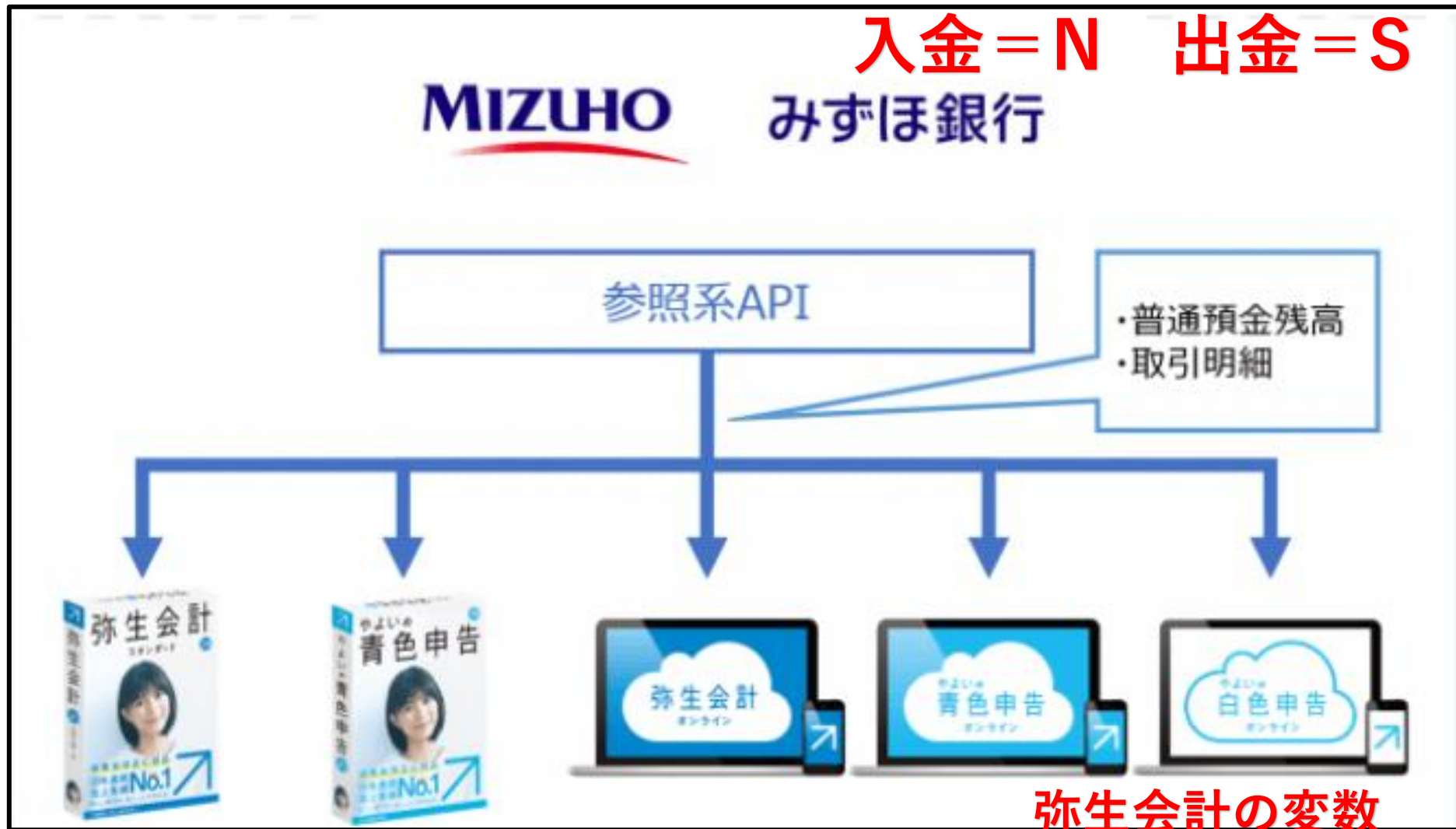
- ①弥生や奉行の各アプリケーションが電子インボイスの標準フォーマット（XML）の請求データの入出力機能をもつ ようになる。売り手はデジタルインボイスをPEPPOLネットワーク上で買い手に送信する メール送信と同様の処理になるので個別のユーザはPEPPOLという仕組みを理解していなくても問題ない
- ②買い手は受信した請求データを自動的に仕入データとして取り込むとともに仕入先マスタを照合して支払いデータ を作成する。支払いデータに関しては全銀のXML形式に出力できる機能をもつ
- ③この2つのファイル（請求ファイルと支払いファイル）には請求IDというマッチングIDが格納されている
- ④支払いデータを受信した売り手は、該当する請求IDで消込を行う。当然手入力ではなく自動処理

API連携とは

「Application Programming Interface」

銀行システムの変数

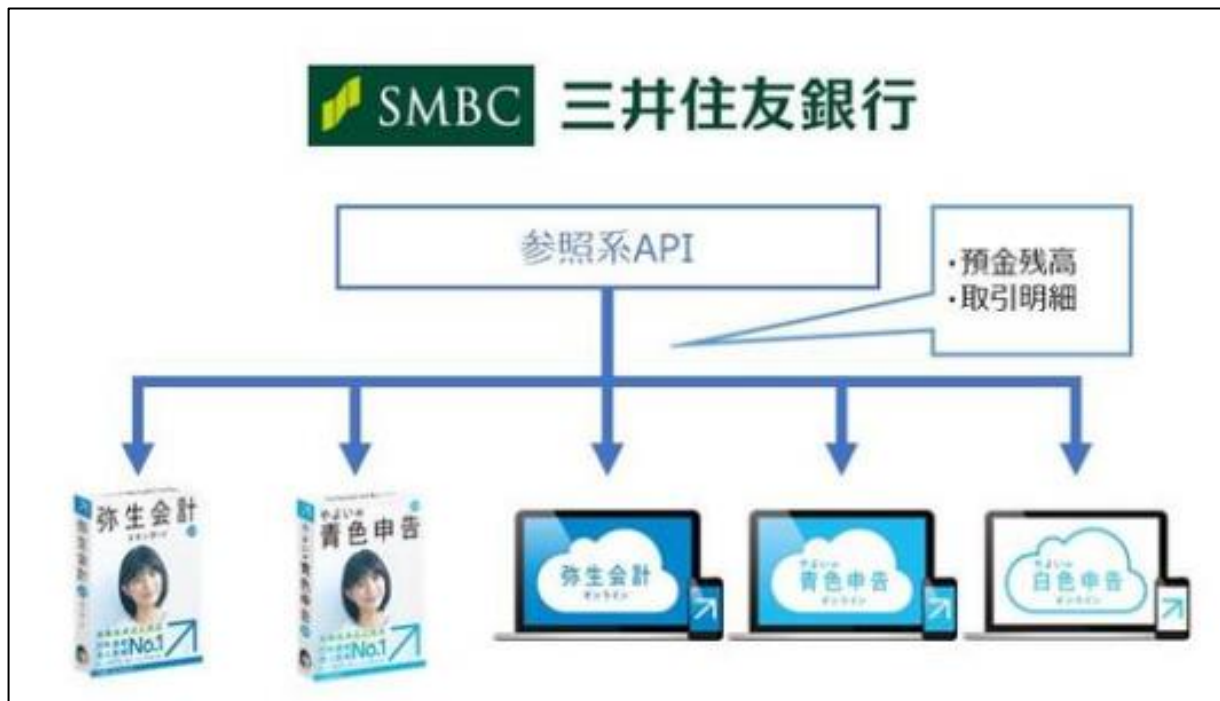
入金 = N 出金 = S 摘要 = T



自動取込

弥生会計の変数

入金 = YN 出金 = YS 摘要 = YT



「アメックス×弥生会計」API連携を開始、キャンペーンも開催！

VOIX編集チーム 公開 2022-11-26 [クレジットカード](#) [ニュース](#)

VOIX biz

キャッシュレス
ニュース

AMERICAN EXPRESS

The image is a promotional graphic for a news article. It features the title '「アメックス×弥生会計」API連携を開始、キャンペーンも開催！' (Amex x Yoshikai API collaboration begins, campaign also held!). Below the title is the author 'VOIX編集チーム' and the date '公開 2022-11-26', along with tags for 'クレジットカード' (Credit Card) and 'ニュース' (News). The graphic includes the 'VOIX biz' logo, the text 'キャッシュレスニュース' (Cashless News), and a large 'AMERICAN EXPRESS' logo. An illustration shows a hand holding a smartphone displaying a credit card and a green checkmark, symbolizing successful payment or transaction.

入力Lessの時代がやってくる



Excel君 このグラフから売上予測をたててくれ (AI)



システムはクラウドで繋がる

弥生の電子帳簿保存法対応

2023年1月

電子帳簿保存法

会計ソフトはほとんど対応済

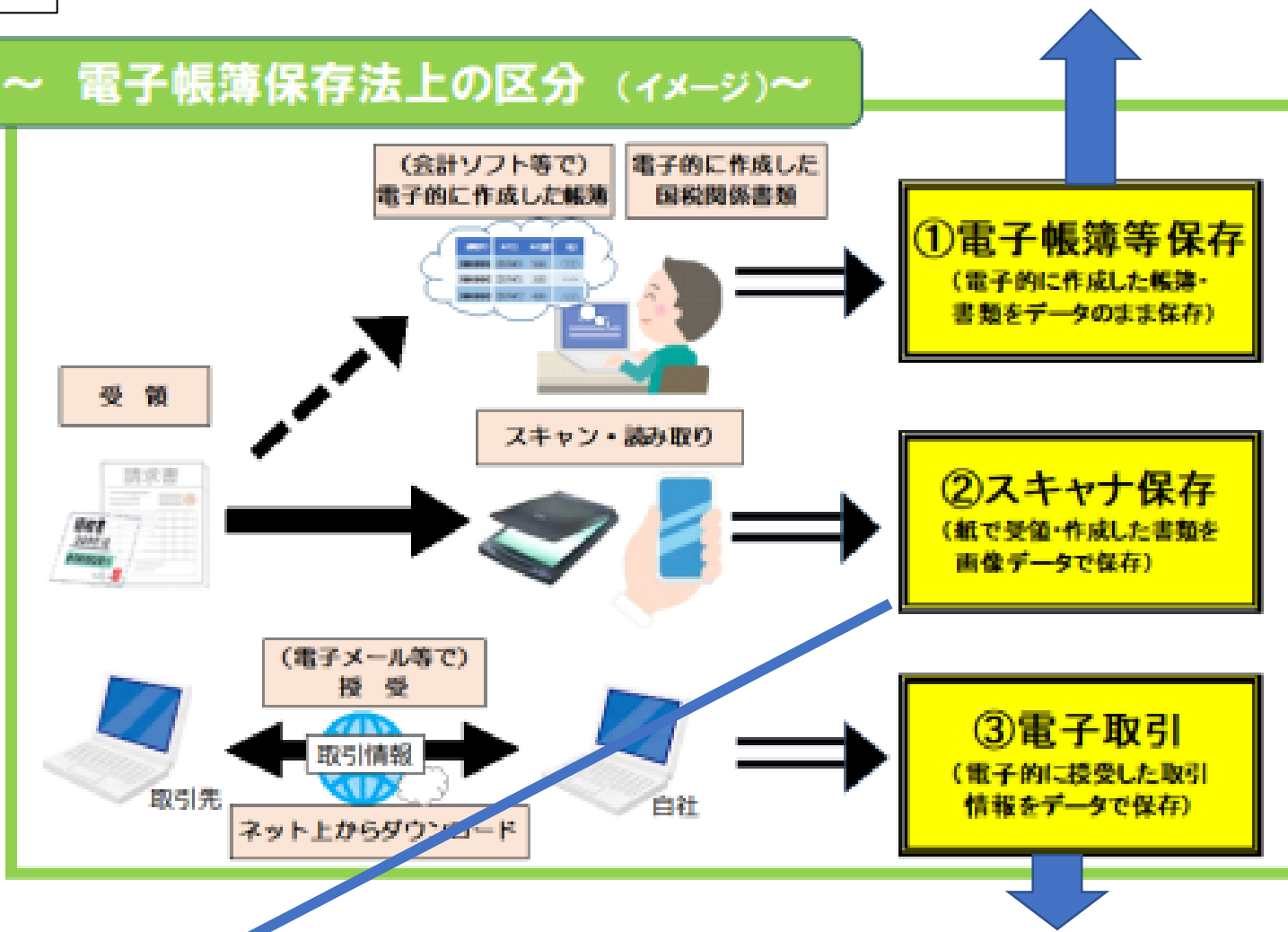
導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、
どのようなものですか？

A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。

～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



とりあえず紙で「電子取引で慣れてから」が多い

電子取引（メール添付等）
は保存義務

何のために保存？

税務調査のため

パソコンでデータを見れるようにしてください

調査用に他のデータ入っていないPC用意すればいい

今何をしないといけないか？
を考える必要がある

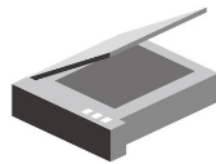
国税関係帳簿	国税関係書類		電子取引	
<ul style="list-style-type: none">仕訳帳総勘定元帳売掛帳買掛帳現金出納帳固定資産台帳 など	決算関係書類	取引関係書類		電子メール、EDI、クラウドサービス等による授受
	<ul style="list-style-type: none">貸借対照表損益計算書試算表棚卸表 など	自己発行の写し	相手先から受領	
		<ul style="list-style-type: none">請求書(控)見積書(控)納品書(控)注文書(控)領収書(控) など	<ul style="list-style-type: none">請求書見積書納品書注文書領収書 など	<ul style="list-style-type: none">請求書見積書納品書注文書領収書 など

電帳法第4条1項 電帳法第4条2項 電帳法第4条3項 電帳法第7条 (旧第10条)

任意でデータ保存可 **義務**

電子帳簿等保存 (電子データ保存) スキャナ保存 電子データ保存

自己が最初からPC等で作成した帳簿書類 紙で発行・受領した書類 データで授受された取引情報



帳簿や自社作成請求書は原則紙保存だけど電子保存OK
受け取った紙は原則紙保存だけどデータ (スキャナ) でもOK
データのやり取りだけのものはデータの保存が必要

保存要件

	電子帳簿	スキャナー	電子取引
PC等備付	○	○（要件厳しい）	○
マニュアル等備付	○	○	○
検索要件	優良な電子帳簿のみ	○3要件※	○3要件※
DL要件	○	○で3要件の②③不要	DLに加えて電子データを印刷したものを取引日別・取引先別に提示できれば3要件不要※
他の要件	期首から電子化	色々あり	改ざん防止

※検索の3要件

- ①取引年月日、取引金額、取引先で検索できる
- ②日付又は金額の範囲指定での検索ができる
- ③二以上の任意の項目を組み合わせで検索できる

※電子取引の検索要件

2期前の売上高が5,000万円以下であればDLに応じるだけで検索要件不要（印刷物も不要）

PDFの電子インボイスは紙保存OK

電子帳簿保存法は法人税法・所得税法が対象

新たな猶予措置

新たな猶予措置

税務調査の際に、電子取引情報のダウンロードの求めに応じ、かつ次のいずれも満たす場合に、電子取引の保存要件を満たさない保存であっても保存要件を満たしたものとみなされる

- ①電子取引の電子データを電子帳簿保存法の要件に従って保存できなかったことについて「相当の理由がある」場合には、電子データの出力書面を保存しておくなどの条件を満たしたうえで、他の要件を満たさずに電子データを保存することができる（事前届け出不要というか「できない」）
- ②電子取引の電子データの出力書面を取引年月日等及び取引先ごとに整理・保存するなどの要件を満たしたうえで、検索機能なしに電子データの保存を可能とする。

※電子帳簿保存法の他の要件は満たす必要はありません。

<他の要件>

①改ざん防止措置（タイムスタンプ orクラウド 管理の事務処理規定）

②マニュアル備付・PC+ディスプレイ+プリンタ

とりあえず事務処理規定でいい！という選択肢もあります

電子データの削除しなければ、今まで通りでOK

クラウドサービス（Google等）にデータ保管しておけば良い

相当の理由とは？

令和5年度の税制改正において創設された新たな猶予措置の「相当の理由」とは、例えば、その電磁的記録そのものの保存は可能であるものの、保存時に満たすべき要件に従って保存するためのシステム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等といった、**自己の責めに帰さないとは言い難いような事情も含め**、要件に従って電磁的記録の保存を行うための環境が整っていない事情がある場合については、この猶予措置における「相当の理由」があると認められ、保存時に満たすべき要件に従って保存できる環境が整うまでは、そうした保存時に満たすべき要件が不要となります。

ただし、システム等や社内のワークフローの整備が整っており、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存時に満たすべき要件に従って保存できるにもかかわらず、**資金繰りや人手不足等の理由がなく**、そうした要件に従って電磁的記録を保存していない場合には、この猶予措置の適用は受けられないこととなります（取扱通達7-12）。

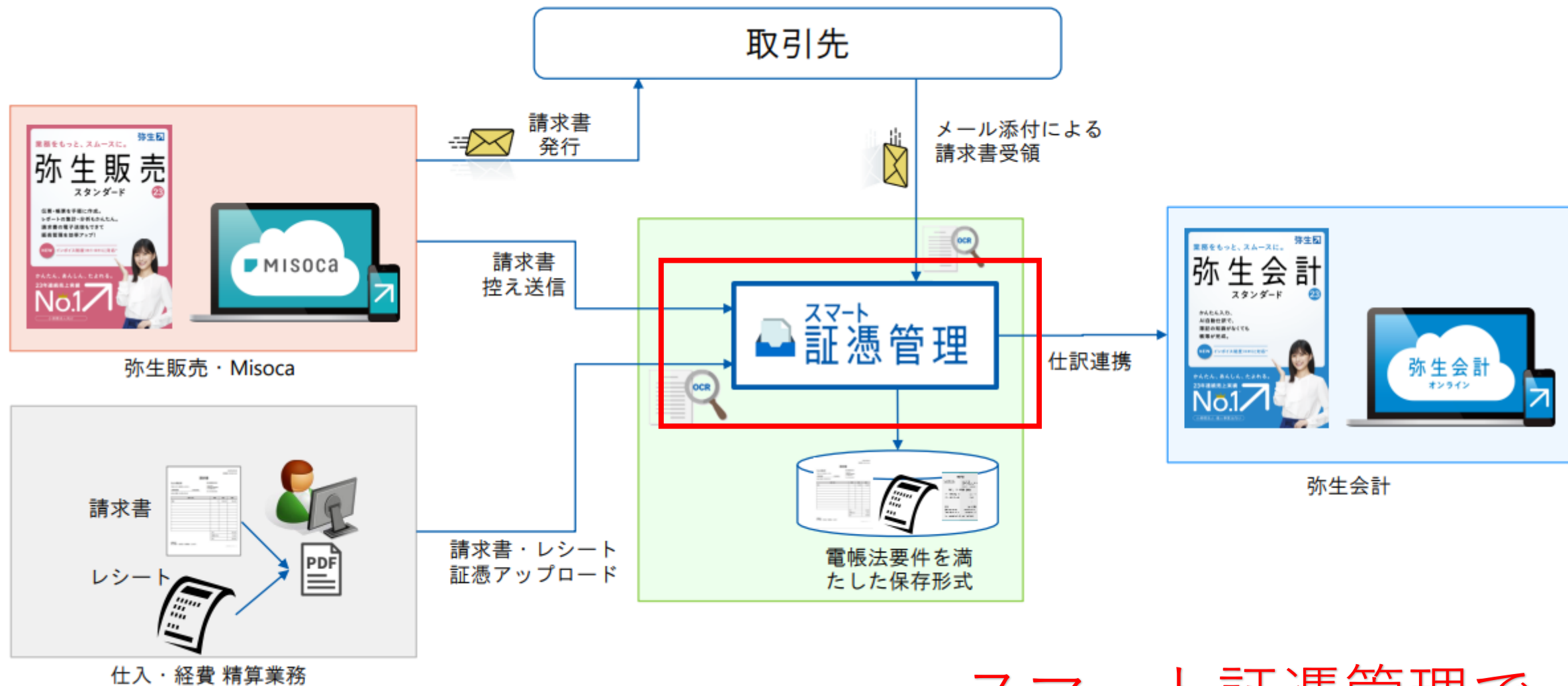
なお、この猶予措置の適用を受けるに当たり税務署への事前申請等の手続は必要ありません。（電子帳簿保存法一問一答 [電子取引関係] 問61より）

自分の責任ではない、とは言えない場合も含める



自分の責任である場合も含める

「スマート証憑管理」はデジタル化促進の中核



スマート証憑管理で
電子帳簿・インボイス対応

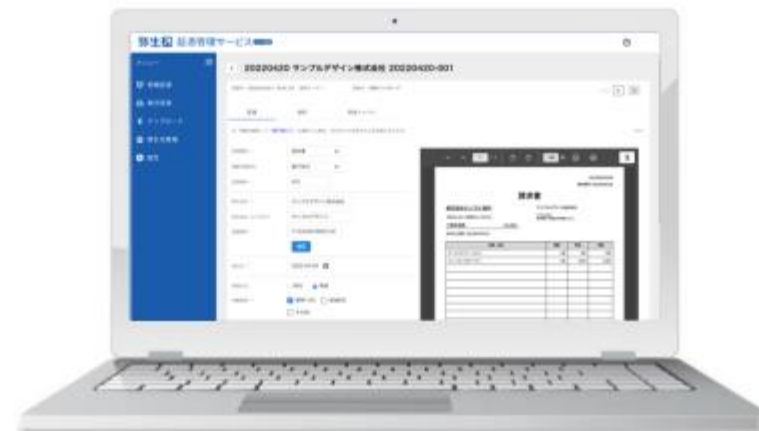
【弥生販売/Misoca】発行・送信された証憑控えの自動保管



- 出力する帳票のPDFファイルが生成されて、スマート証憑管理に保管されます
 - ◆ 帳票の控え保存では、印刷と同時に請求書控え（と請求データ）がスマート証憑管理へ自動連携され、電子帳簿保存法第4条2項（電磁的記録の保存）の保存要件に基づいて保存できます。インボイス制度（適格請求書等保存方式）で定められる、インボイスの控え保存義務にも対応
 - ◆ 新規に証憑を発行した、登録の無い取引先情報も自動登録



自動保管



請求書発行

集計単位	請求先毎（都度請求）	締日期间	2024年 5月 1日	～	2024年 5月31日
請求先範囲	▶A002	厚木産業 株...	～	ソタ99999	在庫調整
請求書指定	未指定				
電子送信	未指定	送信結果	未指定		

F6 送信 F5 印刷 F1 ヘルプ 閉じる

請求先コード	請求先名	請求書番号
A002	厚木産業 株式会社	00000001

送信

請求明細書 弥生 334402 請求明細書（罫線あり）

書式(F): 弥生 334402 請求明細書（罫線あり） 書式の設定(S)...

プレビュー(V)...

得意先台帳の自社担当者をCCIに含める(T)

合計請求書と一緒に請求明細書も送信する(L)

請求明細書の書式(G): 弥生 334402 請求明細書（罫線あり） プレビュー(W)...

送信メールに案内文を追加する(A)

案内文の編集(E):

送信実行(J) キャンセル ヘルプ

弥生販売での請求書送信



請求明細書

243-****

神奈川県厚木市葉山*-*-*-**

PAGE 1

2024年05月01日 締切分 No. 00000001

厚木産業 株式会社
仕入部 如月 はじめ 様

1XX-0065 東京都城西市弥生町1-8-15
ABビル3F

株式会社弥生トレーディング
TEL 042X-XX-7000 FAX 042X-XX-8000

お客様コード (A002)

担当：若田 大輔

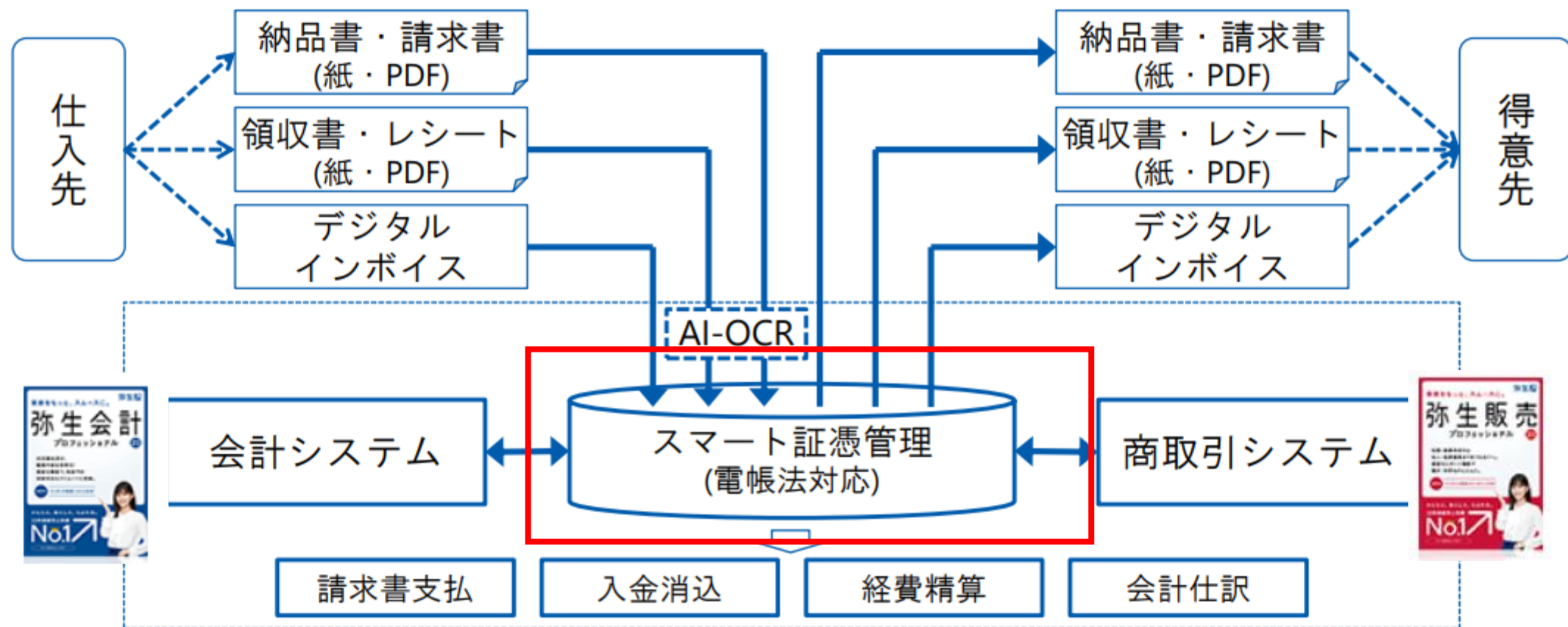
下記の通り御請求申し上げます

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	消費税	今回御請求額
			68,040	5,040	68,040

日付/伝票番号	商品コード/商品名	数量	単位	単価	金額
2024/05/01	TEA-APP-0001				軽
00000224	アップルティー50g缶入り	10	個	1,050	10,500
	TEA-ASS-0001				軽
	アッサムティー50g缶入り	10	個	1,050	10,500
	TEA-CEY-0001				軽
	セイロンティー50g缶入り	10	個	1,050	10,500
	TEA-DAR-0001				軽
	ダージリン50g缶入り	10	個	1,050	10,500
	TEA-EAR-0001				軽
	アールグレイ50g缶入り	10	個	1,050	10,500
	TEA-ORE-0001				軽
	オレンジペコ50g缶入り	10	個	1,050	10,500
	消費税				5,040

「スマート証憑管理」はデジタル化促進の中核

- 紙での一元管理から、デジタルでの一元管理へ
 - ◆ 「紙に寄せる」のではなく「デジタルに寄せる」ための業務効率化サービスとして提供
 - ◆ 今後、デジタルインボイスの送受信にも対応していく



会計・申告製品への仕訳連携(1/2)



- スマート証憑管理から会計・申告製品へ仕訳連携が可能に
 - ◆ 相手勘定科目は推論or手動設定の選択が可能
 - ◆ 証憑の詳細画面からの仕訳登録はもちろん、一覧画面からの一括送信にも対応予定

仕訳の自動化

取引手段: 未払金 (相手勘定科目は推論エンジンにより設定) 仕訳連携設定

仕訳登録

会計・申告製品への仕訳連携(2/2)



■ スマート証憑管理から仕訳連携した画像は、証憑ビューアーで確認可能

◆ 証憑の確認作業も効率化

- 紙資料を探す手間が減る
- 在宅でも証憑の確認が容易に
- 監査時や顧問先様とのお打ち合わせ時に証憑をすぐ確認できる

決算 付箋1	調整 付箋2	日付 伝票No	タイプ 生成元	借方勘定科目 借方補助科目 借方部門	借方金額 消費税額	貸方勘定科目 貸方補助科目 貸方部門	貸方金額 消費税額	摘要 借方税区分 貸方税
		11/08	[振込] [証憑管理]	福利厚生費	10,000	未払金	11,000	赤生商事 課税仕入10% 外税
		11/08	[振込] [証憑管理]	福利厚生費	10,000	未払金	10,800	赤生商事 課税仕入8%(軽) 外税
					800			

請求書

請求金額(税込) ¥21,800

税別	税込	税率	金額	備考
2023/11/01-0	2,000	0%	2,000	
2023/11/01-9	3,800	8%	3,500	

合計金額 ¥21,800

仕訳日記帳で取りこんだ帳票の確認ができる

最後に！社員教育どうするか？

領収書もらったら、登録番号あるかどうか見てね
なかったら店員に確認してね

「インボ 仮やってません」と言われたら、その領収書でいいよ

少額特例のケース

10,000円以下なら、領収書はそのまま持って帰ってね
10,000円超えたら、登録番号あるかどうか見てね

売上 1 億円超えちゃったら

領収書もらったら、登録番号あるかどうか見てね
なかったら店員に確認してね

経理の区分大変→これなら80%控除でいいんじゃない？

どの特例を使うか？

しっかり見極めを

ご清聴ありがとうございました